

議案第69号

守谷市協働のまちづくり推進条例

守谷市協働のまちづくり推進条例を別紙のとおり制定する。

平成30年8月30日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
69号	1

守谷市協働のまちづくり推進条例

守谷市協働のまちづくり推進条例（平成18年守谷市条例第23号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 協働のまちづくり（第3条—第10条）

第3章 まちづくり協議会（第11条—第14条）

第4章 守谷市協働のまちづくり推進委員会（第15条）

第5章 条例の尊重及び見直し（第16条・第17条）

第6章 雑則（第18条）

附則

守谷市は、魅力溢れる住みよい環境を築くため、協働のまちづくりを掲げ、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が一体となりまちづくりを進めてきました。

しかし、守谷市においても少子高齢化をはじめとして、暮らしを取り巻く環境は大きく変化し、今後、これまでになかった課題も浮上してくることが予想されます。

この状況を踏まえ、地域における様々な課題に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を維持していくためには、守谷市の最大の資源である人と人とのつながりを礎にして、地域や市民が主役となる地域主導のまちづくりに守谷市の運営形態を大きく転換していくことが必要です。

したがって、この地域主導のまちづくりを実現し、協働のまちづくりを発展的に推し進めるために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、協働のまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市の役割を明らかにするとともに、それぞれがつながり、協働のまちづくりを推し進めることにより、公益の増進を図り、もって個性豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「協働のまちづくり」とは、市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。

2 この条例において「市民公益活動」とは、市民、市民公益活動団体、事業者及びまちづくり協議会の自発的な参加によって行われる公益性のある活

議案	頁数
69号	2

動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体をいう。）を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- 3 この条例において「市民」とは、市内に在住、在勤又は在学する者及び市民公益活動に参加する者をいう。
- 4 この条例において「市民公益活動団体」とは、市民公益活動を行う団体をいう。
- 5 この条例において「事業者」とは、市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- 6 この条例において「まちづくり協議会」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（以下「地縁による団体」という。）を主として各地域におけるまちづくりを自主的に行うために設立した市民公益活動を行う組織であり、第11条の規定により認定を受けた組織をいう。
- 7 この条例において「公益」とは、不特定多数の者の利益その他の社会の利益をいう。

第2章 協働のまちづくり

（基本理念）

第3条 市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市は、それぞれの役割を理解し、対等な立場で協働のまちづくりに取り組まなければならない。

2 市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市は、協働のまちづくりを推進するため、それぞれの権利及び利益を侵害しないよう配慮しながら情報を共有し、相互に参加又は参画を図らなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、前条の基本理念に基づき、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考え、行動するとともに、まちづくりに進んで参加し、又は参画する意識を持つよう努めるものとする。

2 市民は、前条の基本理念に基づき、市民公益活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に協力するよう努めるものとする。

議案	頁数
69号	3

3 前2項に規定する市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うものでなければならない。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、第3条の基本理念に基づき、自己の責任のもとに市民公益活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、地域社会の一員として、協働のまちづくりに関する理解を深め、自発的にその推進に努めるものとする。

2 事業者は、市民公益活動がまちづくりに果たす役割の重要性を十分理解し、自発的に支援するよう努めるものとする。

(まちづくり協議会の役割)

第7条 まちづくり協議会は、第3条の基本理念に基づき、まちづくり協議会を組織する地域の範囲(以下「範囲」という。)の市民の利益増進及び支え合い活動の活発化、範囲の活性化、範囲における課題の解決その他協働のまちづくりの推進に資する活動を行うものとする。

(市の役割)

第8条 市は、第3条の基本理念に基づき、市職員に対して協働のまちづくりに関する啓発、研修等を実施し、職員一人ひとりが協働のまちづくりの重要性の認識を深めるよう努めるものとする。

2 市は、協働のまちづくりを推進するため、市が行う事業に、市民、市民公益活動団体、事業者及びまちづくり協議会が参加し、又は参画するための措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、市民公益活動を行う者の自主性及び自律性を尊重しなければならない。

4 市は、市民公益活動が活発に行われる環境の整備等の適切な施策を実施するよう努めるものとする。

5 市は、公益性の観点から公平かつ公正に市民公益活動団体に対する支援を行うものとする。

(市民公益活動団体への財政的支援)

第9条 市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、別に定めるところにより、予算の範囲内で財政的支援をするよう努めるものとする。

(行政サービスへの参入機会の提供)

第10条 市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、専門性、地域性等の特性を生かせる分野において、業務委託等その他の方法により、行政サービスへの参入機会を提供するよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定により市民公益活動団体に対し行政サービスへの参入機会を提供するに当たっては、参入機会を提供する行政サービスの内容及び市

議案	頁数
69号	4

民公益活動団体の特性を踏まえ、客観的かつ公平に実施するものとする。

第3章 まちづくり協議会

(まちづくり協議会の認定)

第11条 市長は、地縁による団体を主として各地域におけるまちづくりを自主的に行うために設立した市民公益活動を行う組織であって、次の各号のいずれにも該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

- (1) その設立の目的が、領域の市民の利益増進及び支え合い活動の活発化、領域の活性化、領域における課題の解決その他協働のまちづくりの推進に資するものであること。
- (2) その活動が領域の市民、市民公益活動団体及び事業者の支持を得られるよう努めていること。
- (3) 任意に加入し、又は脱退することができること。
- (4) その運営が民主的になされている組織であること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。

2 まちづくり協議会には、地縁による団体に属さないものであっても、次に掲げるものを加えることができる。

- (1) 領域内に住所を有する市民
- (2) 領域内の市民公益活動団体
- (3) 領域内に事務所又は事業所を有する事業者
- (4) 領域内に所在する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）
- (5) その他市長が必要と認める者
(まちづくり協議会の認定の申請等)

第12条 前条の規定により、まちづくり協議会の認定を受けようとする組織は、規則に定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 前条の認定を受けたまちづくり協議会は、その認定に係る申請の内容に変更があったときは、速やかに市長にその旨を届出なければならない。

(まちづくり協議会の認定の取消し)

第13条 市長は、第11条の認定を受けたまちづくり協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 市から受けた支援の活用に当たり故意に不当な行為を行ったとき。

(まちづくり協議会が行う活動に対する支援)

第14条 市は、まちづくり協議会が行う活動(以下「まちづくり活動」という。)で、次の各号のいずれにも該当するものに対して財政的支援等を行うことができる。

- (1) まちづくり協議会が主体となる事業であること。

議案	頁数
69号	5

(2) 範域の市民の利益増進及び支え合い活動の活発化，範域の活性化，範域における課題の解決又は協働のまちづくりの推進に資する事業であること。

第4章 守谷市協働のまちづくり推進委員会

(推進委員会)

第15条 市長は、次に掲げる事項を行う機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定により、守谷市協働のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

- (1) 協働のまちづくりの推進及び進捗並びにまちづくり活動の推進及び進捗に関することについて、市長の諮問に応じ、審議し、及び答申すること。
- (2) 前号に掲げる事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。
- (3) 第10条第1項の規定により、市民公益活動団体に対し行政サービスへの参入機会を提供するに当たって、市長の求めに応じて、客観的かつ公平に実施するために必要な審議を行い、市長に意見を述べること。

2 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募市民 2人以内
- (2) 市民公益活動団体関係者 2人以内
- (3) 事業者 1人以内
- (4) 学識経験者 2人以内
- (5) 地域の福祉を推進する関係者 1人以内
- (6) 自治会又は町内会関係者 2人以内

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。ただし、3期を限度とする。

第5章 条例の尊重及び見直し

(条例の尊重)

第16条 この条例は、協働のまちづくりの基本的事項を定めるものであり、市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市は、この条例で定める事項を尊重するものとする。

(条例の見直し)

第17条 この条例は、施行の日から起算して3年ごと又は必要に応じ、見直しを行うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

議案	頁数
69号	6

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の守谷市協働のまちづくり推進条例第11条の規定により設置された守谷市協働のまちづくり推進委員会の委員に委嘱されている者（以下「旧委員」という。）は、この条例の施行の日に、改正後の守谷市協働のまちづくり推進条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第1項の規定により設置された守谷市協働のまちづくり推進委員会の委員（以下「新委員」という。）に委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員とみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 改正後の条例第15条第3項の規定により、この条例の施行の日後から旧委員の任期満了の前までに初めて委嘱される新委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、旧委員の任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 前2項に規定する任期は、改正後の条例第15条第5項ただし書に規定する任期の数に算入しない。この場合において、附則第2項の規定により新委員とみなされる者の旧委員としての任期は、この条例の施行の日までの期間を1期として数え、同項ただし書に規定する任期の数に算入する。

議案	頁数
69号	7

提案理由（議案第69号）

提案理由を申し上げます。

本案は、各地区に設立を目指す「まちづくり協議会」について、各地区のまちづくりを推進する組織として条例に位置付けるために、守谷市協働のまちづくり推進条例を全部改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
69号	8

守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則（案）

守谷市協働のまちづくり推進条例施行規則（平成18年守谷市規則第44号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、守谷市協働のまちづくり推進条例（平成 年守谷市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行政サービスへの参入機会の提供）

第2条 条例第10条第1項の行政サービスへの参入機会の提供を受けようとする市民公益活動団体は、行政サービス参入機会の提供に関する申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 規約等
- (2) 構成員名簿
- (3) 市内における活動実績
- (4) 行政サービスの提供に係る事業計画書

2 市長は、条例第10条第2項の規定により、行政サービスへの参入機会を提供するに当たっては、前項の規定により提出された書類に記載された内容及び参入させようとする行政サービスの内容に基づき、当該市民公益活動団体が次に掲げる基準を全て満たしているかを考慮して実施するものとする。

- (1) 活動拠点が守谷市内であること。
- (2) 構成員が5人以上であり、守谷市内に在住、在勤又は在学している者が大部分をしめること。
- (3) 国、地方公共団体等の公的機関が事務局となっていないこと。
- (4) 守谷市内において活動の実績があること。

3 市長は、前項の規定により行政サービスへの参入機会を提供するに当たっては、必要に応じて関係者からのヒアリングを実施し、又は条例第15条第1項に規定する守谷市協働のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に意見を求めることができる。

4 市長は、第1項の申請に対する行政サービスへの参入機会の提供の可否について、行政サービス参入機会の提供に関する決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った市民公益活動団体に通知するものとする。

（領域の基準）

第3条 条例第7条に規定する領域は、社会福祉法人守谷市社会福祉協議会及び守谷市自治会連絡協議会の支部の範囲を基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が地域の実情を勘案し、特に認めるときは、まちづくり協議会の領域とすることができる。

（まちづくり協議会の認定要件）

第4条 条例第11条第1項第5号に規定する規則で定める要件とは、次のと

議案	頁数
69号	9

おりとする。

- (1) その範囲内において組織されている自治会又は町内会と連携及び協力が期待できる組織となっていること。
- (2) 条例第2条第2項各号に定めるもののほか、その活動が特定の者の利害を図り、又はこれに類することを目的とするものでないこと。
- (3) 具体的かつ継続的な活動の計画が策定されていること。
- (4) 意思決定の方法が定められていること。
- (5) 市のパートナーとして協働のまちづくりを推進する組織であること。
- (6) その他市長が必要と認める事項
(まちづくり協議会の認定)

第5条 条例第12条第1項の規定により、まちづくり協議会の認定を受けようとする組織は、まちづくり協議会認定申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 会則又は規約
- (2) 役員名簿
- (3) 構成員に関する書類
- (4) 組織構成
- (5) 範囲図
- (6) 直近の活動計画書
- (7) 直近の収支予算書
- (8) 協議会設立時の議事録の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請に対する認定の可否について、まちづくり協議会認定可否決定通知書（様式第4号）により当該申請を行った組織に通知するものとする。

3 市長は、まちづくり協議会を認定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 名称
- (2) 範囲
- (3) 認定年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

4 前項の公表は、守谷市公告式条例（昭和30年守谷町条例第6号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の市長が適当と認める方法によって行うものとする。

5 まちづくり協議会は、次に掲げる事項に変更があったときは、条例第12条第2項の規定により、まちづくり協議会認定事項変更届出書（様式第5号）により、市長に届出なければならない。

- (1) 名称

議案	頁数
69号	10

- (2) 代表者
- (3) 役員
- (4) 会則又は規約
- (5) 組織構成
- (6) 範囲
- (7) その他市長が必要と認める事項

6 市長は、条例第13条第1項の規定により、まちづくり協議会の認定を取り消したときは、まちづくり協議会認定取消決定通知書（様式第6号）により、当該まちづくり協議会に通知するものとする。

（まちづくり協議会が行う活動に対する支援の内容）

第6条 条例第14条第1項に規定するまちづくり協議会が行う活動（以下「まちづくり活動」という。）に対する支援は、次のとおりとする。

- (1) 交付金の交付
- (2) 市職員又は専門家等による技術的な支援
- (3) まちづくり活動の拠点の整備及び提供
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項第1号の交付金の額、内容及び申請手続き等は、予算の範囲内で市長が別に定めるものとする。

3 第1項第2号から第4号までの支援については、まちづくり協議会や範囲の状況を踏まえて実施するものとする。

（まちづくり協議会からの報告）

第7条 市長は、まちづくり協議会に対し、その運営並びにまちづくり活動の実施の内容及び状況に関し定期的に、又は必要に応じて報告を求めることができる。

（推進委員会の会長等）

第8条 条例第15条第1項に規定する守谷市協働のまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（推進委員会の会議）

第9条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から具体的な事案を示して招集の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 推進委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができ

議案	頁数
69号	11

ない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 推進委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は書類を提出させることができる。

(推進委員会の庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、生活経済部市民協働推進課において処理する。

(推進委員会の運営)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に推進委員会の会長及び副会長である者は、この規則の施行の日に第8条第1項の規定により推進委員会の会長及び副会長として定められたものとみなす。

議 案	頁 数
69号	12